

鋼船規則検査要領

V 編

満載喫水線

要
領

2023 年 第 1 回 一部改正

2023 年 6 月 30 日 達 第 13 号

2023 年 1 月 25 日 技術委員会 審議

2023 年 6 月 30 日 達 第 13 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

V 編 満載喫水線

改正その 1

V2 乾舷の指定及び満載喫水線の標示

V2.2 乾舷の指定及び満載喫水線の標示

V2.2.1 乾舷の指定

表 V2.2.1-1.を次のように改める。

~~表 V2.2.1-1. 船楼の標準高さ(h_s)~~

船の乾舷用長さ(L_f)	船楼の標準高さ(m)	低船尾楼の標準高さ(m)
30m 以下	1.80	0.90
30m を超え 75m 以下	1.80	1.20
125m 以上	2.30	1.80

表 V2.2.1-1. 船楼の標準高さ

乾舷用長さ L_f (m)	標準高さ h_s (m)	
	低船尾楼	すべての他の船楼
30 以下	0.90	1.80
75	1.20	1.80
125 以上	1.80	2.30

-13.を次のように改める。

-13. 満載喫水線規則第 26 条第 1 項第 7 号（条約 27 規則(13)(e)関連）の適用上、船舶復原性規則第 2 条第 7 項にいう「閉鎖装置を備えない開口」には、規則 C 編 23.6.5-2.又は規則 CS 編 21.6.5-2.に従って風雨密の閉鎖装置を備える通風筒であっても、運航上の理由から、機関室、非常用発電機室又は閉囲された車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域（非常用発電機室は、復原性計算において浮力に算入されている場合又は下方に通じる開口を保護している場合）に給気を行うために開放しておく必要がある通風筒を含むは、残存復原力を有する範囲において、船舶復原性規則第 2 条第 7 項にいう「閉鎖装置を備えない開口」とみなす。閉囲された車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域の通風筒を「閉鎖装置を備えない開口」として取扱うことが技術的に実現不可能な場合、主管庁が適当と認めた場合に限り、同等の安全性を確保する代替措置を用いて差し支えない。

附 則（改正その1）

1. この達は、2023年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込み者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

V2 乾舷の指定及び満載喫水線の標示

V2.2 乾舷の指定及び満載喫水線の標示

V2.2.1 乾舷の指定

-7.を次のように改める。

-7. B-60 型又は B-100 型の乾舷の指定を受けるばら積貨物船であつて、甲板上に貨物を積載するように計画されるものにあつては、満載喫水線規則第 49 条第 1 項第 5 号及び第 50 条第 1 項第 3 号又は第 4 号（条約 27 規則関連）による損傷時復原性計算について、浸水前の初期状態に用いる KG の値は、規則 C 編 ~~4 章 1 編 2.3~~ による損傷時復原性計算に使用する最高区画喫水線での KG の値と同じ値とすること。なお、規則 V 編の規定により木材乾舷が指定される船舶にあつては、最高区画喫水線を木材最高区画喫水線と読替え適用すること。

-9.(1)を次のように改める。

-9. 満載喫水線規則第 15 条第 2 項（条約 34 規則(1)関連）の適用上、次の要件を満足する貨物倉倉口が、船楼端の凹入部を完全に覆う形で設けられる場合にあつては、当該倉口部は船楼の一部を形成するものとみなして差し支えない。この場合、船楼の有効長さから凹入部の面積に相当する長さを減じることを要しない。

- (1) 規則 C 編 ~~20 章 1 編 14.6~~ 又は CS 編 19 章の要件に適合していること。
- (2) （省略）

-13.を次のように改める。

-13. 満載喫水線規則第 26 条第 1 項第 7 号（条約 27 規則(13)(e)関連）の適用上、船舶復原性規則第 2 条第 7 項にいう「閉鎖装置を備えない開口」には、規則 C 編 ~~23.6.5-2.1 編 14.12.3.1-3.~~ 又は規則 CS 編 21.6.5-2. に従って風雨密の閉鎖装置を備える通風筒であっても、運航上の理由から、機関室、非常用発電機室又は閉囲された車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域（非常用発電機室は、復原性計算において浮力に算入されている場合又は下方に通じる開口を保護している場合）に給気を行うために開放しておく必要がある通風筒を含む。閉囲された車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域の通風筒を「閉鎖装置を備えない開口」として取扱うことが技術的に実現不可能な場合、主管庁が適当と認めた場合に限り、同等の安全性を確保する代替措置を用いて差し支えない。

附 則（改正その2）

1. この達は、2023 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日前に建造契約が行われた船舶
 - (2) 施行前の達に適合する船舶の同型船であって、2025 年 1 月 1 日前に建造契約が行われた船舶